

平成26年3月25日
宮城県

実施計画 項目等	意見等	対応
全 体	<p>1 【宮城県漁業協同組合経営管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発事故以後、本県魚介類は最大7種類に出荷規制がかけられたが、現在は3魚種までに減少、また、放射能検査における値も各魚種とも確実に減少し、放射能被害は収束に向かいつつあるとの期待をしてきた中、第一原発の汚染水海洋流出等が発生、今後の影響が極めて懸念される状況となっている。 <p>県においては、<u>汚染水流出の抜本防止対策の国への働きかけ^①</u>、<u>本県魚介類の安全確認の徹底^②</u>、<u>風評被害防止に向けた取組促進^③</u>、<u>東京電力へより迅速確実な損害賠償支払^④</u>に向け対応願う。</p>	<p>① 国に対しては、東京電力に対する指導の徹底、監督の強化に加え、実効性のある対策の早期実施を求めるよう要望したところであり、東京電力に対しては、汚染水の海洋流出阻止を強く求めるとともに、「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」を取り交わしたところである。なお、今後とも国及び東京電力の対策の実施状況を注視し、必要な対策が講じられるよう申し入れていく。</p> <p>② 魚介類の安全確認については、各魚市場での簡易検査、県・国において精密検査を実施している。また、出荷制限等により水揚げされない魚種等については、県の調査船によりサンプルを入手し検査を実施しており、平成26年度以降も引き続き水産物の検査に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">【水産物安全確保対策事業(第1-2-(1)-No.7)】</p> <p>③ 県産農林水産物の風評被害防止に向けた取組については、生産者団体等が行うイベントや広報PR事業等への支援を行ってきたほか、県としても新聞紙面や主婦向けの雑誌への広告掲載や、主要交通施設や交通機関への広告掲出など、各種広報PRに努めてきたところである。消費者の信頼を得るために、あらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、平成26年度以降も引き続き県産品の広報PR及びその支援を行う。【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第3-B-1-No.7)】</p> <p style="text-align: right;">【みやぎ県産品魅力発信事業(第3-B-1-No.8)】</p> <p>④ 国に対しては、放射性物質の汚染により本県県民・事業者が受けた全ての損害について、東京電力に対する、十分で確実、迅速な賠償の実行を強く指導するよう要望しているが、引き続き、国及び東京電力に対しては、被害の実態や地域の実情を訴えながら、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけを行う。</p> <p style="text-align: right;">【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>
	<p>2 【宮城県中小企業団体中央会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故発生から2年半が経過したが、今現在も汚染水の海洋流出対策が行われている。国を挙げて対策を取り組むことになったが、風評被害を含め産業界に与えてきた影響は今後とも長期間にわたって続くことが懸念される。宮城県としても気を緩めることのないよう、万全の対策に務めていただきたい^①。 	<p>① 国に対しては、東京電力に対する指導の徹底、監督の強化に加え、実効性のある対策の早期実施を求めるよう要望したところであり、東京電力に対しては、汚染水の海洋流出阻止を強く求めるとともに、「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」を取り交わしたところである。なお、今後とも国及び東京電力の対策の実施状況を注視し、必要な対策が講じられるよう申し入れていく。</p>
	<p>3 【一般社団法人日本旅行業協会東北支部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細なデータ・情報を御提供いただき感謝する。第2期に向けての意見は特にない。 	-
	<p>4 【財団法人宮城県医師会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間評価のとおり、計画が着実に実施されている。県民の健康不安、環境や食品汚染の懸念、農林水産物や観光業に対する風評被害を払拭するよう、<u>計画実施の効果、実績等の進捗状況を、その都度広く県民に対する情報発信に努めていただきたい^①</u>。 	<p>① 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」に掲載の事業・取組については、各事業・取組の進捗や成果を検証した上で、県民会議や広報誌、ホームページ等を活用して、広く情報発信していく。</p> <p style="text-align: right;">【みやぎ県民会議運営事業(第7-No.2)】</p>
	<p>5 【宮城県生活協同組合連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期実施計画策定において、原発事故の収束の見通しが不透明であり、汚染水が止まらず、地下貯水槽からの汚染水漏れの深刻な事故が続いている現状を踏まえていただきたい^①。引き続き被害者の損害を回復し、県民や消費者の不安にきめ細かく対応できる計画を策定いただきたい^②。 	<p>① 覚書に基づく東京電力からの連絡等を基に、必要に応じて東京電力から説明を求めるなどの、各種取り組みを進めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【みやぎ県民会議運営事業(第7-No.2)】</p> <p>② 国及び東京電力に対しては、被害の実態や地域の実情を訴えながら、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけを行う。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」に</p>

		<p>については、県民や消費者の不安にきめ細かく対応できるよう策定していく。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】 【みやぎ県民会議運営事業(第7- No.2)】</p>
6 【宮城地区緊急被ばく医療ネットワーク会議】	<ul style="list-style-type: none"> すべて大変結構だと考える。 	—
7 【気仙沼市】	<ul style="list-style-type: none"> 被害対策事業の取組については、中間評価の内容で概ね了解する。なお、<u>安全・安心を確保や発信するための事業の充実を期待する^①</u>。 	<p>① 原発事故被害については、基本方針に掲げる目標の「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」には至っておらず、引き続き対策の実施が必要な状況にあることから、第2期(平成26~28年度)の実施計画は、第1期(平成23~26年度)の実施計画の中間評価結果及びみやぎ県民会議構成団体等の意見等を踏まえて策定しているが、必要に応じて充実させていく。</p> <p>【みやぎ県民会議運営事業(第6- No.1)】 【放射線・放射能広報事業(第7- No.1)】</p>
8 【白石市】	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故被害対策については、現在も、震災以前の安全・安心な状況を取り戻してはいないので、<u>特に〈拡充〉、〈継続〉と評価した事業については効果的な実施について検討願う^①</u>。 	<p>① 原発事故被害については、基本方針に掲げる目標の「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」には至っておらず、引き続き対策の実施が必要な状況にあることから、第2期(平成26~28年度)実施計画は、第1期(平成23~26年度)実施計画の中間評価結果及びみやぎ県民会議構成団体等の意見等を踏まえて策定しているが、事業実施に当たっては、効果が発揮されるよう努めていく。</p> <p>【みやぎ県民会議運営事業(第7- No.2)】</p>
9 【名取市】	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故対応については、時間の経過による変化、再度の放射性物質の放出等があっても柔軟に対応できるよう<u>検査体制・事故対応のやり方について、まとめることが必要と考える^①</u>。 	<p>① 福島第一原子力発電所事故の状況の変化や測定結果を踏まえ、適宜対応していく。</p>
10 【岩沼市】	<ul style="list-style-type: none"> 今回の実施計画中間評価「事業・取組の方向性」総括表に沿った計画で概ね良いとする。 	—
11 【栗原市】	<ul style="list-style-type: none"> 県から示された実施計画中間評価「事業・取組の方向性」については妥当であると思慮されるが、一部要望を含めた意見を提示する。 	—
12 【柴田町】	<ul style="list-style-type: none"> 事故後2年を経過し、放射線に対する住民の安心度は増しているが、<u>なお一層の安心・安全対策の強化と継続が必要である^①</u>。 	<p>① 引き続き県民の不安の払拭に向けて取り組んでいく。</p>
13 【丸森町】	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の設置が計画より遅れた地区については、住宅等の除染作業が平成26年度までかかってしまう。国が規定している除染方法では、効果がほとんど得られない地域があるため、再除染を含め除染内容の検討が必要である^①。最終処分場の設置も仮置場と並行して進めなければならない^②。 	<p>① 福島県と同等以上に線量の高い地域においては、福島県内と同様の除染手法を補助対象とするよう国へ要望を行ったところであり、今後、関係市町とともに、国との調整を進めていく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第4-1- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-1- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.3)】 【測定機器の貸与等(第4-2- No.4)】</p> <p>② 8,000Bq/kg超の指定廃棄物については、国の責任のもと、現在、県内1か所の最終処分場の設置に向けて議論が進められている。また、8,000Bq/kg以下のものについては、現行の法制度上、一般廃棄物であれば市町村等で、産業廃棄物であれば事業者が処理することとなっている。県としても、指定廃棄物の最終処分場が早期に設置されるよう引き続き国に対し要望していくとともに、8,000Bq/kg以下の市町村等による処理が促進されるよう、技術的な助言や適切な情報の提供に努める。なお、国に対し、除去土壤の処分基準を定める環境省令を早急に提示するとともに、その最終処分先の確保については、国が主体的に</p>

		<p>責任をもって対応するよう要望している。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
	14【亘理町】 ・ 原発事故が収束されず、汚染水の海洋流出の問題など新たな問題の発生が懸念される中、 <u>身の回りの放射線・放射能の数値を常時監視する必要があり^①</u> 、 <u>特に食品の摂取による内部被ばくへの不安が払拭されない限り、測定を継続する必要がある^②</u> 。	<p>① 国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続していく。 【放射線・放射能広報事業(第1-1)】</p> <p>② 放射性物質に対する県民の不安を解消するため、県内全域にて行われている放射線・放射能の測定体制を継続・維持していくとともに、引き続ききめ細やかな測定と検査結果の迅速かつ分かりやすい公表に努める。 【県産農林水産物放射性物質対策事業(第1-2-(1)- No.1)】</p> <p>【残留放射性物質検査関係事業(第1-2-(1)- No.3)】</p> <p>【農産物放射能対策事業(第1-2-(1)- No.4)】</p> <p>【放射性物質影響調査事業(第1-2-(1)- No.5)】</p> <p>【肉用牛牛出荷円滑化推進事業(第1-2-(1)- No.6)】</p> <p>【特用林産物放射性物質対策事業(第1-2-(1)- No.8)】</p> <p>【水産物安全確保対策事業(第1-2-(1)- No.7)】</p>
	15【山元町】 ・ 福島第一原子力発電所においては、現在も汚染水の海洋流出対策の途上であり、廃炉に向けた準備の段階である。現在、本町の漁業は東日本大震災からの復興途上であるが、今後本格的な漁業が再開された場合において風評被害等がないよう宮城県沖における <u>水産物のモニタリングの強化^①</u> や、 <u>継続的な宮城県産品のPR活動を要望する^②</u> 。	<p>① 魚介類の安全確認については、各魚市場での簡易検査、県・国において精密検査を実施している。また、出荷制限等により水揚げされない魚種等については、県の調査船によりサンプルを入手し検査を実施しており、平成26年度以降も引き続き水産物の検査に取り組む。 【水産物安全確保対策事業(第1-2-(1)- No.7)】</p> <p>② 県産農林水産物の風評被害防止に向けた取組については、生産者団体等が行うイベントや広報PR事業等への支援を行ってきたほか、県としても新聞紙面や主婦向けの雑誌への広告掲載や、主要交通施設や交通機関への広告掲出など、各種広報PRに努めてきたところである。消費者の信頼を得るために、あらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、平成26年度以降も引き続き県産品の広報PR及びその支援を行う。【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第3-B-1- No.7)】</p> <p>【みやぎ県産品魅力発信事業(第3-B-1- No.8)】</p>
	16【富谷町】 ・ <u>日常生活における不安払拭と安心安全な監視測定体制を継続するとともに、後世に負の遺産を残さないよう汚染被害の拡大防止に努められたい^①</u> 。なお、 <u>損害賠償問題についても、自治体の個別対応では認められない案件については県民会議が主導し東電に対して明確な対応を求められたい^②</u> 。	<p>① 国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続するとともに、汚染被害拡大防止のために、市町村と一体となった取組の推進に努めていく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p> <p>② 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めているが、今後とも、被害の実態や地域の実情を訴えながら、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、国及び東京電力に対して、強く働きかけを行っていく。また、必要に応じてみやぎ県民会議による東京電力に対する要請活動も検討する 【みやぎ県民会議運営事業(第6- No.1)】</p>
第1 放射線・放射能の監視・測定	1【宮城県漁業協同組合経営管理委員会】 ・ <u>当面は継続実施が必要である。^{①②}</u>	<p>① 国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続して実施していく。 【放射線・放射能広報事業(第1No.-1)】</p> <p>② 水産物の検査体制については、各魚市場での簡易検査、県・国において精密検査を実施している。また、出荷制限等により水揚げされない魚種等については、県の調査船によりサンプルを入手し検査を実施しており、平成26年度以降も引き続き水産物の検査に取り組む。 【水産物安全確保対策事業(第1-2-(1)- No.7)】</p>
	2【宮城県中小企業団体中央会】 ・ <u>汚染水の漏洩が明らかになったように、見えないところで汚染が広がる可能性があることから、モニタリングは継続的に実施すべきであり^①</u> 、 <u>特に今後は水産物の検査体制を強化すべきである^②</u> 。	<p>① 国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続して実施していく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p> <p>② 水産物の検査体制については、各魚市場での簡易検査、県・国において精密検査を実施している。また、出荷制限等により水揚げされない魚種等については、県の調査船によりサンプルを入手し検査を実施しており、平成26年度以降も引き続き水産物の検査に取り組む。 【水産物安全確保対策事業(第1-2-(1)- No.7)】</p>

	<p>3 【宮城県生活協同組合連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>〈拡充〉の原乳や粗飼料、草地土壌の検査は大変重要である。県産牛乳の風評被害による販売不振は生産者の問題に止まらず、子ども達が安心して県産牛乳を飲まないという悲しい結果にも繋がりかねないでしっかりと検査をお願いする^①。</u> ・ <u>〈縮小〉する事業について、関係者、専門家の意見を聴き、理解を得ていただきたい^②。</u> 	<p>① 原乳等の検査は、平成26年度以降も継続して実施し安全・安心な畜産物の生産環境の整備に取り組んでいく。 【放射性物質影響調査事業(第1-2-(1)- No.5)】 【放射性物質影響調査事業(第1-2-(3)- No.2)】</p> <p>② 〈縮小〉する事業・取組については、みやぎ県民会議や有識者会議、審議会等において、関係者や専門家の意見を聴きながら、慎重に検討していく。 【みやぎ県民会議運営事業(第7- No.1)】</p>
	<p>4 【宮城県保育協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先月、福島県内の幼稚園と保育所数か所を、尚絅学院大学の先生らと回り放射線量を計測してきたが、そこで目にしたのは、幼稚園や保育園に線量を監視するためのモニタリングポストがあったことと、教育関係に対しては除染がよくなされていることであった。 ・ そうした福島の対応に対して、宮城県内では、除染が不徹底なのか福島県内の教育施設・庭よりも数値の高いところで、平気で子ども達を遊ばせているという現実が見受けられる。宮城県内にも、監視のための設備を設置していただきたい^①。 	<p>① 除染が実施された施設は除染終了後に詳細に測定を実施し、除染が適切に実施されていることを確認しており、県内すべての学校・幼稚園の校庭・園庭等の空間放射線量率については、今年度の一斉測定の結果、全ての施設で、除染を実施する目安とされている毎時0.23μSvを下回っていることが確認されたところである。なお、放射線量の監視のための設備については、市町村にマイクロホットスポット対策として放射線測定機器を貸与し、測定出来る体制をとっている。 【放射線・放射能広報事業(第1-1- No.5)】 【測定機器の貸与等(第4-2- No.4)】</p>
	<p>5 【気仙沼市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原発事故現地の状況がコントロールできていない中、学校・幼稚園・保育所等での空間線量測定を〈縮小〉することは、何を担保として説明するのか疑問であり、事業は縮小すべきではないと考える^①。</u> 	<p>① 今後は、市町村で定期的に実施・公表している学校等の測定結果を活用しながら、県内の学校等の放射線量を把握していく。 【放射線・放射能広報事業(第1-1- No.5)】</p>
	<p>6 【白石市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>評価結果のとおり、不安解消のため今後も継続し検査する必要があると考える^①。</u> 	<p>① 国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続して実施していく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p>
	<p>7 【名取市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>測定機器の精度管理、一般への情報提供の方法について、より正確な情報を迅速に伝えられる方法の検討を願う^①。</u> 	<p>① 正確な測定を実施するため、測定機器の精度管理に努めるとともに、市町村等への技術支援も行っていく。また、一般への情報提供については、「放射能情報サイトみやぎ」において一元的に管理し、迅速で分かりやすい情報提供に努めているが、引き続き、利用者の利便性の向上などにも対応していく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】 【放射線・放射能広報事業(第3-B-3- No.10)】</p>
	<p>8 【岩沼市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校等の校庭・園庭の放射線量測定については、市で定期測定(週一回)を行っているが、年に一度行われる全県一斉の測定は今後も必要だと考える^①。</u> ・ <u>また、プール水の放射性物質検査についても、児童生徒及び保護者の不安を払拭するまでには至っていない状況であるため維持していただきたい^②。</u> 	<p>① 今後は、市町村で定期的に実施・公表している学校等の測定結果を活用しながら、県内の学校等の放射線量を把握していく。 【放射線・放射能広報事業(第1-1- No.5)】</p> <p>② 引き続き、検査を希望する市町村に対してサンプル検査の実施を検討している。 【学校や保育所等が保有するプールの水等の放射性物質検査(第1-2-(5)- No.1)】</p>
	<p>9 【栗原市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事故発生後2年半を経過しているが、現在も放射線・放射能に関する不安、特に子どもたちの健康に対しての不安を抱いている住民が多数である。この不安を払拭するためにも、測定・監視については頻度を減らすことなく長期的に継続して実施されたい^①。</u> 	<p>① 当面は国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続して実施していく。測定頻度については、測定結果等を踏まえて検討していく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p>
	<p>10 【大河原町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校、保育所給食検査の検査機器メンテナンス費用について、国の補助金が継続されない場合、宮城県において同様の補助金を創設されるよう要望する^①。</u> 	<p>① 食品放射能測定システムのメンテナンスに係る経費について、文部科学省による補助制度はないが、地方消費者行政活性化交付金を活用した県の補助制度が活用可能となっており、補助制度は来年度も継続される予定となっている。</p> <p>なお、県では、平成25年7月の政府要望において、国に対し、地方自治体の実情を的確に把握し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する制度を創設するよう求めている。 【消費生活センター機能充実事業(第1-2-(1)- No.15)】</p>
	<p>11 【柴田町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現在の定点測定について、これまでの測定結果をデータ化し、今後の測定のあり方について検討が必要である^①。また、測定に対する支援対策も併せて実施していただきたい^②。</u> 	<p>① 今後の測定のあり方については、測定結果を踏まえて検討していく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p>

		<p>② 市町村が行う測定については、研修会の開催など技術的な支援を実施していく。 【放射線・放射能広報事業(第3-B-2- No.15)】</p>
	12【丸森町】 ・ <u>モニタリングポストが設置されていない地区の定点測定については、今後も測定を継続して情報を公表していく必要がある^①。</u> さらに、 <u>除染により発生した除去土壤等を搬入した仮置場については、最終処分場に搬出するまでの期間、定期的に施設の監視・放射線測定・地下水の水質検査を実施して公表し、住民の不安解消に努める必要がある^②。</u>	<p>① 市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続し、公表していく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】 【放射線・放射能広報事業(第1-1- No.2)】</p> <p>② 仮置き場を管理する市町において、環境省の補助金を活用したモニタリングの実施が可能となっており、県としては、除染支援チームを派遣するなど、技術的な支援を行っていく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p>
	13【亘理町】 ・ <u>町民の放射線・放射能に対する不安が根強い理由から定期測定を継続する^①。</u> 阿武隈川の下流に位置しているため、 <u>大雨等による増水で河川敷の公園に土砂が堆積すると汚染される恐れがあり、除染の必要も考えられる^②。</u> また、 <u>阿武隈川から取水し水道水として利用していることから、定期的な検査も継続していく^③。</u>	<p>① 国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続して実施していく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p> <p>② 除染等が必要となる事案については、除染支援チームを町に派遣するとともに、除染アドバイザーによる助言を得るなど、町とともに対応を検討していく。 【除染対策支援事業(第4-1- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】</p> <p>③ 引き続き、水道水の検査結果を確認するとともに、HPで公表していく。 【市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査(第1-2-(1)- No.10)】</p>
	14【山元町】 ・ <u>農林畜産物の継続的なモニタリング及び水産物におけるモニタリングの強化を要望する^①。</u>	<p>① 県産農林水産物の放射性物質検査については、検査機器の増設や民間分析機関への委託などを含めて、検査体制の充実・強化を図りながら、原子力災害対策特別措置法等に則って適切に実施している。平成26年度以降も引き続き計画的な検査を実施して、流通する県産農林水産物の安全確保に万全を期していく。 【県産農林水産物放射性物質対策事業(第1-2-(1)- No.1)】 【残留放射性物質検査関係事業(第1-2-(1)- No.3)】 【農産物放射能対策事業(第1-2-(1)- No.4)】 【放射性物質影響調査事業(第1-2-(1)- No.5)】 【,肉用牛出荷円滑化推進事業(第1-2-(1)- No.6)】 【特用林産物放射性物質対策事業(第1-2-(1)- No.8)】 【水産物安全確保対策事業(第1-2-(1)- No.7)】</p>
	15【富谷町】 ・ <u>富谷町内の測定結果は現在0.045マイクロシーベルト毎時程度と放射線量が安定し安全な範囲にあるものの、原発事故が未だに収束していない現状では数値が異常をきたさないか常時監視することが必要である。そのため、モニタリングポストによる常時監視や携帯型放射線測定器による随時測定及び住民持ち込み放射能検査の継続的な取組が必要であり、第2期実施計画に反映することを要望する^①。</u>	<p>① 国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続して実施していく。 【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p>
第2 健康不安への配慮	1【宮城県漁業協同組合経営管理委員会】 ・ <u>継続的な取組を要望する^①。</u>	<p>① 宮城県健康影響に関する有識者会議の報告を踏まえ、放射線に対する正しい知識の普及啓発、一般健診やがん検診の受診勧奨、喫煙・食事・運動等の生活習慣の改善による発がんリスクの低減、がん登録の整備推進を引き続き推進していく。 【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p>
	2【宮城県中小企業団体中央会】 ・ <u>子どもの健康への影響が最大の関心事であろうが、実際は高齢者の不安感の方が強いと思われる。学校教育等などを通して子ども達に正しい知識を身につけてもらうことで大人の不安解消にも繋がるのではないかと思われる^①。</u>	<p>① 学校において、児童・生徒の放射線に関する正しい知識を養うため、文科省が作成・発行した放射線副読本を県内の小、中、高校に配布し、授業の実施を促している。また、教職員等が放射線に関する正しい知識を身につけるために、管理職等の教職員を対象とした放射能に係る研修会(学校保健・学校給食関係)を実施している。 なお、引き続き、様々な広報媒体を活用し、放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発に努める。 【子どもたちに対する放射線に関する指導(第7- No.10)】 【教職員等を対象とした研修会の開催(第7- No.11)】 【放射線・放射能広報事業(第7- No.1)】</p>

	<p>3 【宮城県生活協同組合連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〈縮小〉の「健康影響調査事業」について、引き続き県民の中に、特に子育て中の親の心配は続いている。2012年6月に施行された「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針(案)発表の情勢もあり、「有識者会議」にこの間の取組について報告し、第2期計画への意見を聴くこと^①。 	<p>① 宮城県健康影響に関する有識者会議による報告の後、WHOの報告や国連科学委員会の見解等が発表されているが、有識者会議の報告に示された評価の変更・修正が必要となるような新たな知見は示されていないことから、現時点では有識者会議を開催する予定はない。現在、国が「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を設置し、福島近隣県を含めた健康管理のあり方に関する検討を行っていることから、検討の状況を踏まえて対応していく。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p>
	<p>4 【気仙沼市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故に起因されると想定されるがん検診などでの科(項)目の充実を期待する^①。 ・食事や屋外活動などによる放射線の影響を実態調査結果とリンクした上でリスクコミュニケーションの取組推進を期待する^②。 	<p>① 宮城県健康影響に関する有識者会議の報告を踏まえ、一般健診やがん検診の受診勧奨、喫煙、食事、運動等の生活習慣の改善による発がんリスクの低減、がん登録の整備推進を引き続き推進していく。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p> <p>② 国が実施する人材育成事業や住民セミナー・説明会と連携し、リスクコミュニケーションを推進していく。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p>
	<p>5 【白石市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内でも福島県と変わらない線量の地域が存在しており、その地域で生活をしている住民においては、子どもの健康調査を今も強く望んでいる。低線量被ばくの健康影響が不明であり、事故後3年を経過するところから、がん検診の受診推奨に留まらず、追加被ばく線量年間1mSvを上回る地域で生活している子どもについては、甲状腺検査の実施、または検査費用への補助等の対策を検討願う^①。 	<p>① 宮城県健康影響に関する有識者会議による報告では、「科学的・医学的な観点からは、現状では健康への悪影響は考えられず、健康調査の必要性はない」とされている。現在、国が「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を設置し、福島近隣県を含めた健康管理のあり方について検討を行っていることから、検討の状況を踏まえて対応していく。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p>
	<p>6 【栗原市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗原市では、ホールボディカウンターによる放射性物質内部被ばく線量測定を行っているが、不安を感じている人もまだ多い。住民の不安解消対策として、「低線被ばくと健康について」一定レベルの説明ではなく、参加者の年齢状況に合わせた多様な内容での有識者による住民への説明会実施を求める^①。 	<p>① 放射線・放射能の生活環境へ与える影響等に関するセミナーや放射線技師会による相談会を開催し、県民の不安解消に努めるとともに、国が実施する住民セミナー・説明会と連携して放射線と健康に関する正しい知識の普及啓発を推進していく。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第2- No.2)】</p>
	<p>7 【名取市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低線量の長期にわたる被ばくについての健康への影響については、不安の解消のためにも追跡調査が必要であり、調査結果の公表を願う^①。 	<p>① 国において福島近隣県を含めた住民の被ばく線量の調査及び健康管理のあり方に関する検討が行われており、結果は公表されることとされている。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p>
	<p>8 【柴田町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康影響に関する有識者会議の開催、住民、市町村職員向け講習会の開催等を実施する計画となっているが、これらの会議等がどの程度開催され、どのような方策、情報提供をされたのかよくわからない。もっと情報を提供すべきである^①。 	<p>① 過去2回開催された有識者会議の内容は、県のHPに掲載している。また、国が実施した市町村職員向けの講習会については、県から市町村に開催を通知するとともに、環境省のHPに内容が掲載されている。今後も、市町村に対してきめ細かい情報提供に努めていく。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p>
	<p>9 【丸森町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染の範囲は住宅周辺に限定されており表土の削り取りができないことから、計画した平均空間放射線量に達しない地域もあるため、定期的な健康診断等のフォローアップを実施することにより、不安解消を図る必要がある^①。 ・放射能によるがんは数年後に発症すると言われているので、健康不安は完全には払拭されていない。国の責任として長期的な健康調査について、なお一層の国への強力な働きかけを望む^②。 	<p>① 放射線と健康に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、一般健診やがん健診の受診勧奨を進めることにより、不安解消に努めしていく。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p> <p>② 国が設置した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」における福島近隣県を含めた健康管理のあり方についての検討の状況を注視しつつ、国に対して必要な働きかけを行っていく。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p>
	<p>10 【亘理町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及と啓発を行い、不安解消に努め、理解しやすい内容の講演会開催の機会を増やす必要がある^①。 	<p>① 放射線・放射能の生活環境へ与える影響等に関するセミナーや放射線技師会による相談会を開催し、県民の不安解消に努めるとともに、国が実施する住民セミナー・説明会と連携して放射線と健康に関する正しい知識の普及啓発を推進していく。</p> <p>【放射線健康対策事業(第2- No.1)】</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第2- No.2)】</p>
	<p>11 【富谷町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストによる常時監視や携帯型放射線測定器による随時測定及び住民持ち込み放射能検査の継続的な取組が必要であり、第2期実施計画に反映することを要望する^①。 	<p>① 国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続して実施していく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p> <p>【みやぎ県民会議運営事業(第7- No.1)】</p>

第3 汚染・被害の拡大防止	<p>1 【宮城県漁業協同組合経営管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海への放射能汚染水流出は絶対あってはならないことであることから、<u>抜本的流出防止対策の早期確立に向け、国・東電に対し強力に働きかけるべきである^①</u>。 除染作業等に伴う陸域からの汚染物質の海・川への流入防止対策が必要である^②。 阿武隈川から仙台湾への汚染物質の流入は風評も含め漁業への影響が大きく長期にわたることが懸念されるため、流入防止対策が必要である^③。 	<p>① 国に対しては、東京電力に対する指導の徹底、監督の強化に加え、実効性のある対策の早期実施を求めるよう要望したところであり、東京電力に対しては、汚染水の海洋流出阻止を強く求めるとともに、「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」を取り交わしたところである。なお、今後とも国及び東京電力の対策の実施状況を注視し、必要な対策が講じられるよう申し入れていく。</p> <p>② 除染に伴う排水が河川に流出し、下流域や河口周辺海域に影響を与えることが懸念されるところから、国直轄事業においては、河川への放射性物質の拡散防止対策を徹底するとともに、除染を実施する市町村に対しても拡散防止対策について適切な支援を行うよう国に要望している。</p> <p>③ 国が実施するモニタリング結果により影響を把握していく。</p>
	<p>2 【宮城県中小企業団体中央会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産物については予断を許さない状況になりつつあるので、<u>監視・測定の強化^①</u>とともに<u>販路回復を強化すべきである^②</u>。 	<p>① 水産物の検査体制については、各魚市場での簡易検査、県・国において精密検査を実施している。また、出荷制限等により水揚げされない魚種等については、県の調査船によりサンプルを入手し検査を実施しており、平成26年度以降も引き続き水産物の検査に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">【水産物安全確保対策事業(第3-A-2- No.6)】</p> <p>② 県産農林水産物の販路回復については、震災や原発事故で被害を受けた県産農林水産物のブランド価値再生に向けた取組や、消費者に向けた信頼回復・消費拡大を目的とした広報PRを行っているほか、事業者に対しては、商品力の向上や商談機会の創出を支援しているところである。平成26年度以降もこうした取組をさらに効果的に行い、販路回復に向けた取組を継続していく。</p> <p style="text-align: right;">【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第3-B-1- No.7)】</p> <p style="text-align: right;">【みやぎ県産品魅力発信事業(第3-B-1- No.8)】</p> <p style="text-align: right;">【復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業(第3-B-1- No.9)】</p> <p style="text-align: right;">【食材王国みやぎの「食」ブランド化推進プログラム事業(第3-B-1- No.10)】</p>
	<p>3 【宮城県生活協同組合連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈拡充〉の事業数が10事業となっているが、<u>なかでも林産物、きのこ原木等の検査は重要である^①</u>。生産者は1日でも早く生産したいと願っている。 	<p>① きのこ原木等、非食品の検査体制を充実するとともに、生産再開に向けた栽培管理・出荷制限解除のため、必要とするきのこ・きのこほだ木等の検査を、原則的に県で実施することとしている。</p> <p style="text-align: right;">【特用林産物産地再生支援事業(第3-A-2- No.7)】</p> <p style="text-align: right;">【特用林産物産地再生支援事業(第3-B-2- No.7)】</p>
	<p>4 【気仙沼市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 依然、マイクロスポットの影響を心配する声が寄せられているので、<u>調査や除染などの取組について、継続または更なる充実を期待する^①</u>。 農林水産物の安全性のPR等、風評被害の拡大・予防についての取組の充実を期待する^②。 	<p>① 市町村と協力しながら、マイクロホットスポットの対応も含め、引き続き、放射線・放射能の測定や除染の推進に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">【除染対策支援事業(第3-1- No.1)】</p> <p style="text-align: right;">【放射線・放射能広報事業(第4-1- No.1)】</p> <p style="text-align: right;">【除染支援対策事業(第4-1- No.2)】</p> <p>② 県産農林水産物の風評被害防止に向けた取組については、生産者団体等が行うイベントや広報PR事業等への支援を行ってきたほか、県としても新聞紙面や主婦向けの雑誌への広告掲載や、主要交通施設や交通機関への広告掲出など、各種広報PRに努めてきたところである。消費者の信頼を得るために、あらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、平成26年度以降も引き続き県産品の広報PR及びその支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第3-B-1- No.7)】</p> <p style="text-align: right;">【みやぎ県産品魅力発信事業(第3-B-1- No.8)】</p>
	<p>5 【白石市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のとおり、<u>基準値超過の農林産物等への効果的対応策、風評被害の払拭のため、今後も事業の効果的実施を要望する^①</u>。 	<p>① 放射性物質に対する県民の不安を解消するため、県内全域にて行われている放射線・放射能の測定体制を継続・維持していくとともに、引き続ききめ細やかな測定と検査結果の迅速かつ分かりやすい公表に努める。</p> <p style="text-align: right;">【県産農林水産物放射性物質対策事業(第3-A-2- No.2)】</p> <p style="text-align: right;">【残留放射性物質検査関係事業(第1-2-(1)- No.3)】</p> <p style="text-align: right;">【農産物放射能対策事業(第3-A-2- No.3)】</p> <p style="text-align: right;">【放射性物質影響調査事業(第3-A-2- No.4)】</p> <p style="text-align: right;">【肉用牛出荷円滑化推進事業(第3-A-2- No.5)】</p>

		【特用林産物放射性物質対策事業(第3-A-2- No.7)】 【水産物安全確保対策事業(第3-A-2- No.6)】
6 【名 取 市】	<p>・ <u>風評被害について、県産品^①・県内観光地等^②の安全・安心のPRを継続していただきたい。</u></p>	<p>① 県産農林水産物の風評被害防止に向けた取組については、生産者団体等が行うイベントや広報PR事業等への支援を行ってきたほか、県としても新聞紙面や主婦向けの雑誌への広告掲載や、主要交通施設や交通機関への広告掲出など、各種広報PRに努めてきたところである。消費者の信頼を得るために、あらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、平成26年度以降も引き続き県産品の広報PR及びその支援を行う。【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第3-B-1- No.7)】 【みやぎ県産品魅力発信事業(第3-B-1- No.8)】</p> <p>① 国内外で開催される観光展や物産展をはじめとするプロモーション活動において、正確で的確な観光情報の提供を行っていく。また、海外からのメディアや旅行会社の招請事業などを通じ、実際に現地を見ていただく取組も進めていく。 【観光復興緊急対策事業(第3-B-3- No.5)】 【みやぎ復興ツーリズム推進事業(第3-B-3- No.7)】</p>
7 【岩 沼 市】	<p>・ <u>消費者庁から貸与されている測定機器の貸与延長及び財政支援を今後も継続していただきたい^①。</u></p>	<p>① 消費者庁の貸与機器の延長が困難な場合は、県で購入した測定機器の貸与について調整する方向である。 また、食品放射能測定システムのメンテナンスに係る経費については、地方消費者行政活性化交付金を活用した県の補助制度が活用可能となっており、補助制度は来年度も継続される予定となっている。なお、県では、平成25年7月の政府要望において、国に対し、地方自治体の実情を的確に把握し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する制度を創設するよう求めている。 【放射線・放射能広報事業(第1-2-(1)- No.14)】 【消費生活センター機能充実事業(第3-A2- No.11)】</p>
8 【栗 原 市】	<p>・ <u>測定により、森林から採取した山菜、キノコ類、自然動物から国で定める100Bq/kg超を悠に超えているものが多く検出されていることから、総体的な森林汚染に対する今後の方向性についてもさらに検討されたい^①。</u></p>	<p>① 平成26年度より広葉樹原木モニタリング調査を継続的に実施し、データ収集を図りつつ、今後の対応や方向性を検討する。 【特用林産物放射性物質対策事業(第1-2-(3)- No.3)】 【森林除染実証事業(第3-B-2- No.11)】</p>
9 【柴 田 町】	<p>・ <u>汚染の拡大防止、出荷制限による減収等に対する金融支援^①やイベント、PR等^②をもっと積極的に開催し、経済的被害拡大の防止を図っていただきたい。</u></p>	<p>① 出荷制限による減収等に対する金融支援については、農協や日本政策金融公庫と連携し、農林漁業セーフティネット資金等の制度内容の周知に努める。 ② 県産農林水産物の風評被害防止に向けた取組については、生産者団体等が行うイベントや広報PR事業等への支援を行ってきたほか、県としても新聞紙面や主婦向けの雑誌への広告掲載や、主要交通施設や交通機関への広告掲出など、各種広報PRに努めてきたところである。消費者の信頼を得るために、あらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、平成26年度以降も引き続き県産品の広報PR及びその支援を行う。 【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第3-B-1-7)】 【みやぎ県産品魅力発信事業(第3-B-1-8)】</p>
10 【丸 森 町】	<p>・ <u>牧草地は反転耕による除染を実施したが、牧草からは検体数の約50%から基準値を超えるセシウムが検出された。自家生産している干し草等は、検査を受けて安全確認を徹底するよう酪農・畜産農家への指導が必要である^①。</u> ・ <u>用排水路の土砂払いでの発生する土砂は、線量が基準を超えていてそのまま放置している状況である。乾燥した土砂は風雨等により周辺に拡散し、住宅周辺への汚染拡大も懸念されるため、基準を超える土砂は仮置場への搬入が必要である^②。</u> ・ <u>福島第一原発の汚染水漏れにより、風評被害の拡大が懸念される。廃炉に向け国が前面に出て今後予想されるあらゆるリスクに対処できる対策を講じていくように国に強く要望していただきたい^③。</u></p>	<p>① 平成26年度も引き続き粗飼料等の放射性物質の検査を実施し、基準値以内の飼料のみを給与できる体制を維持する。 【放射性物質影響調査事業(第3-A-2- No.4)】 【草地土壤放射性物質低減対策事業(第3-B-1- No.12)】 ほか</p> <p>② 市町村の実状に応じた対応が必要であり、県としても適切に管理されるよう支援していく。</p> <p>③ 国及び東京電力の対策の実施状況を注視し、必要な対策が講じられるよう申し入れていく。</p>
11 【亘 理 町】		<p>① 県産農林水産物の放射性物質検査結果については、迅速かつ消費者にとって分かりやすい情報発信に</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 農林水産物の風評払拭と信頼回復を確保するため、検査体制を継続し、消費者へ向けた情報発信が必要である^①。 	<p>努めているところであり、今後もあらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、関係機関と連携しながら、より効果的なPR活動を実施していく。</p> <p>【県産農林水産物放射性物質対策事業(第3-A-2- No.2)】 【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第3-B-1- No.7)】 【みやぎ県産品魅力発信事業(第3-B-1- No.8)】</p>
		<p>12【富谷町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 富谷町においては、汚染水問題^①や刈り草保存問題等^②については大きく影響する事案ではないが、時間の経過とともに、新たな事案が発生することが予想されることから、第2期実施計画中に目途を付けることを要望する。 	<p>① 国に対しては、東京電力に対する指導の徹底、監督の強化に加え、実効性のある対策の早期実施を求めるよう要望したところであり、東京電力に対しては、汚染水の海洋流出阻止を強く求めるとともに、「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」を取り交わしたところである。なお、今後とも国及び東京電力の対策の実施状況を注視し、必要な対策が講じられるよう申し入れていく。</p> <p>② 稲わら等については、処分されるまでの間適正に保管できるよう支援・指導を引き続き実施していく。</p> <p>【給与自肃牧草等処理円滑化事業(第5- No.2)】</p>
第4	放射線線量低減化対策	1【宮城県漁業協同組合経営管理委員会】	—
		<ul style="list-style-type: none"> 継続的に取り組んでいただきたい。 	—
		2【宮城県中小企業団体中央会】	—
		<ul style="list-style-type: none"> 妥当である。 	—
		3【塩竈市】	<p>① 河川等の除染については国から方針が示されていないことから、国の方針を踏まえ、関係市町村と協議の上、対応していく。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 水道水源となるダム・河川・湖沼、井戸、水源涵養林などの除染を進めるよう働きかけを要望する^①。 	—
		4【気仙沼市】	<p>① 測定機器の校正に係る経費については、震災復興特別交付税が活用可能となっており、本制度が活用可能となっており、本制度は来年度も継続される予定となっている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 測定機器の校正は、安全・安心を担保する第一条件であることから、所要経費の国・県の財政措置を期待する^①。 	—
		5【白石市】	<p>① 国に対し、除去土壤の処分基準を定める環境省令を早急に提示するとともに、その最終処分先の確保については、国が主体的に責任をもって対応するよう要望している。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 除染に伴い発生する除去土壤等について、除染関係ガイドラインにおいて、収集・運搬・保管方法が示されているのみで、処理・処分方法は未だ示されていない。最終的な行き先が不明では仮置場設置への理解も得られない状況にある。国に対し明確な処理・処分方法を示すよう要望するなど対応を検討願う^①。 	—
		6【名取市】	<p>① 汚染状況重点調査地域指定市町の除染が円滑に進むよう、市町への支援を継続していく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第4-1- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-1- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.3)】 【測定機器の貸与等(第4-2- No.4)】</p>
		7【栗原市】	<p>① 追加被ばく線量が年間1mSv(毎時0.23μSv)以上の区域の除染作業実施等に係る経費については、震災復興特別交付税により財政措置されている。県としては、マイクロホットスポット対策に係る技術的助言を行うとともに、測定機器を貸与するなど、市町村への支援を行う。併せて、県民への正しい知識の普及に努めていく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第4-1- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-1- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.3)】 【測定機器の貸与等(第4-2- No.4)】 【放射線・放射能広報事業(第7- No.1)】</p>

		<p>8 【柴田町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 除染の推進体制の整備、市町村が行う除染への各種支援を行うとされているが、組織はできても実際の支援体制がとれてなく、機能していない。<u>できている組織が動く体制をしっかりと取るべきである</u>^①。 	<p>① 除染を進めている汚染状況重点調査地域指定市町の求めに応じ、除染支援チームを派遣し、関係機関との調整を行うなど支援を行っている。それ以外の市町村に対しても、市町村の求めに応じて職員や除染アドバイザーを派遣するなど、支援を行うこととしている。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第4-1- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-1- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.3)】 【測定機器の貸与等(第4-2- No.4)】</p>
		<p>9 【丸森町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 除染後の放射線量に応じて<u>再除染と森林除染のメニューを追加したが、実施にあたっては現場の状況に合った除染ができるよう条件を緩和することにより、低減対策事業の成果が期待できる</u>^①。 	<p>① 福島県と同等以上に線量の高い地域においては、福島県内と同様の除染手法を補助対象とするよう国へ要望を行ったところであり、今後、関係市町とともに、国との調整を進めていく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第4-1- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-1- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.3)】 【測定機器の貸与等(第4-2- No.4)】</p>
		<p>10 【亘理町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況重点調査地域指定市町として、<u>特措法による除染は終了しているが、阿武隈川の問題があり、危惧される</u>^①。 	<p>① モニタリング等の結果を注視し、状況に応じて町とともに対応を検討していく。</p>
		<p>11 【山元町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとの個別事情により課題等が異なっているため、<u>今後、自治体間で除染の進捗状況に差が出てこないよう、技術的支援及び情報提供を要望する</u>^①。 	<p>① 除染支援チームの派遣などにより、各市町の除染が円滑に進むよう取り組むとともに、除染対策連絡調整会議等の開催により、市町間の情報共有に努める。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第4-1- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-1- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.3)】 【測定機器の貸与等(第4-2- No.4)】</p>
		<p>12 【富谷町】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>日常生活における不安払拭と安心安全な監視測定体制を継続するとともに、後世に負の遺産を残さないよう汚染被害の拡大防止に努められたい</u>^①。なお、<u>損害賠償問題についても、自治体の個別対応では認められない案件については県民会議が主導し東電に対して明確な対応を求められたい</u>^②。※構成団体からの回答の転記ミス <u>モニタリングポストによる常時監視や携帯型放射線測定器による随時測定及び住民持ち込み放射能検査の継続的な取組が必要であり、第2期実施計画に反映することを要望する</u>^①。 	<p>① 国や市町村と協力しながら、放射線・放射能の測定を継続するとともに、汚染被害拡大防止のために、市町村と一体となった取組の推進に努めていく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第4-1- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-1- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.2)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.3)】 【測定機器の貸与等(第4-2- No.4)】</p> <p>② 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じよう指導することを求めているが、今後とも、被害の実態や地域の実情を訴えながら、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、国及び東京電力に対して、強く働きかけを行っていく。また、必要に応じてみやぎ県民会議による東京電力に対する要請活動も検討する。</p> <p>【みやぎ県民会議運営事業(第6- No.1)】</p>
第5	汚染物・廃棄物の処理	1 【宮城県漁業協同組合経営管理委員会】	<p>① 指定廃棄物の最終処分場については、国の責任のもと、現在、県内1か所の設置に向けて議論が進められているところであり、県としても、早期の設置に向けて引き続き国に対し要望していく。</p> <p>【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
		2 【宮城県中小企業団体中央会】	<p>① 国、市町村等と協議、連携しながら、適切な情報管理と提供に努めていく。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県・市町村での役割分担があるが、<u>汚染物の保管状況、処分状況に係る情報管理と提供をしっかりと行っていただきたい^①。</u> 	<p style="text-align: right;">【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
3 【宮城県生活協同組合連合会】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〈維持〉となっている3事業は、県民の大きな関心事となっている。<u>国への働きかけはもちろんのこと、 〈拡充〉に位置付けて、実現のために新たな実施計画に知恵を絞るべきである^{①②③}。</u> 	<p style="text-align: right;">① 放射性物質で汚染された廃棄物については、国、市町村等関係機関と連携、協議しながら、処理が促進されるよう、今後とも努めていく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p> <p style="text-align: right;">② 紙わら等が処分されるまでの間適正に保管できるよう支援・指導を平成26年度以降も引き続き実施していく。 【給与自肅牧草等処理円滑化事業(第5-2)】</p> <p style="text-align: right;">③ 下水汚泥中の放射能は減少傾向を示しており、県内で発生する下水汚泥は放射能による大きな影響もなく再資源化等の適正な処理が行われている。今後、新たに放射能の影響が確認された場合は、国等と連携・協働して適切な対応に努める。 【公共下水道汚泥適正処理指導事業(第5- No.4)】</p>
4 【宮城県保育協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除染をしたところについては、園庭等に穴を掘って除染した土砂を埋めているが、果たしてそのような対応で良いのか不安である。土砂を埋めた場所の上で子ども達を遊ばせているのが現状だからである。<u>教育関係施設に対してだけでも、別の場所に埋めるといった対応ができないものか検討願う^①。</u> 	<p style="text-align: right;">① 環境省が示した「除去土壤の保管に係るガイドライン」に基づく方法により適切に保管が行われております、除染後の測定結果においても、放射線量に問題のないことが確認されている。今後は、市町村で定期的に実施・公表している学校等の測定結果を活用しながら、県内の学校等の放射線量を把握していく。 【放射線・放射能広報事業(第1-1- No.5)】</p>
5 【塩竈市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8000Bq/kg以下の放射性物質を含んだ廃棄物に関して、<u>高濃度の廃棄物の受入先を県の責任において建設し受入を行うか、受入先の積極的な斡旋(宮城県環境事業公社・他)等を要望する^①。</u> また、<u>100Bq/kg～200Bq/kg程度の比較的低レベル廃棄物の処理に関してはセメント材料の代替品としての再利用に際して、業者の受入基準(現在100Bq/kg以下)の緩和等、積極的な働きかけを要望する^②。</u> 	<p style="text-align: right;">① 8,000Bq/kg以下の放射性物質を含んだ廃棄物については、現行の法制度上、一般廃棄物であれば市町村等で、産業廃棄物であれば事業者が処理することとなっている。県としても、受入先の理解が得られず処理が進んでいない状況は把握しているが、関係機関と協力し、8,000Bq/kg以下の処理の安全性の情報提供等を行うなど、処理の促進に努める。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p> <p style="text-align: right;">② 上下水処理副産物については、国が、平成23年6月に、セメント協会に対して、現行の2倍程度までの受入を要請しているところである。県としては、今後とも国や業界団体の動向を見ながら適切な対応に努めていく。</p>
6 【気仙沼市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>未処理となっている低レベル汚染稻わら・牧草の処理に向けた取組の強化を期待する^①。</u> 	<p style="text-align: right;">① 8,000Bq/kg以下の汚染稻わら・牧草等については、現行の法制度上、市町村等が処理することとなっている。県としても、市町村等による処理が促進されるよう、技術的な助言や適切な情報の提供に努めていく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
7 【白石市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法上では8000Bq/kg以下の汚染廃棄物は、一般廃棄物として市町村が処理することになっているが、<u>一般廃棄物扱いとされる汚染廃棄物であっても、市町村における処分は、処理施設周辺住民の強い拒絶感があり困難な状況にあることから、指定廃棄物と同様の処理を国が責任をもって行うように、国に要望等の対策を検討願いたい^①。</u> 	<p style="text-align: right;">① 8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物については、現行の法制度上、市町村等が処理することとなっている。県としても、市町村等による処理が促進されるよう、技術的な助言や適切な情報の提供に努めていく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
8 【名取市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定廃棄物の早期処分ができるように要望する^①。</u> 	<p style="text-align: right;">① 指定廃棄物の処理については、国の責任のもと、現在、県内1か所の最終処分場の設置に向けて議論が進められている。県としても、早期の最終処分場の設置に向けて、引き続き国に対し要望していく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
9 【岩沼市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>8,000Bq/kg以下の放射性物質に汚染された浄水発生土の処理が進まないことから、取組を拡充すること^①。</u> 	<p style="text-align: right;">① 県としても、8,000Bq/kg以下の放射性物質に汚染された浄水発生土の処理が進んでいない状況は把握している。引き続き、関係機関と協力し、8,000Bq/kg以下の処理の安全性の情報提供等を行うなど、処理の促進に努める。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
10 【栗原市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8000Bq/kgを超える指定廃棄物については、国が責任を持って処分するとしているが、指定廃棄物最終処分場が決まっていない。汚染稻わらの一時保管を2年として集中管理しているも、来年5月で期限を迎える場所もあり、一時保管期限延長に向けて、説明会を行うことになるが、住民からの延長同意に困難をきたすことは明らかである。よって、県から国に対し最終処分場建設対応を早急に行うよう強く要望する 	<p style="text-align: right;">① 指定廃棄物の処理については、国の責任のもと、現在、県内1か所の最終処分場の設置に向けて議論が進められている。県としても、早期の最終処分場の設置に向けて、引き続き国に対し要望していく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>

	<p>必要あり。(一時保管延長期間の明確化)^①</p> <p>11【大崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定廃棄物処理については計画があるものの、第5-1の課題にもあるとおり、市町村等が処理する一般廃棄物については処理が進んでいないことから、<u>県においても市町村等への協力について計画すべきではないか</u>^①。 	<p>① 8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物については、現行の法制度上、市町村等が処理することとなっている。県としても、市町村等による処理が促進されるよう、技術的な助言や適切な情報の提供に努めていく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
	<p>12【大河原町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>汚染廃棄物及び汚染された土砂の処理について、県内市町村の実態を調査し、国に対し早急に対処方法を示すよう、働きかけの強化を要望する</u>^①。 	<p>① 8,000Bq/kg超の指定廃棄物については、国の責任のもと、現在、県内1か所の最終処分場の設置に向けて議論が進められている。また、8,000Bq/kg以下のものについては、現行の法制度上、一般廃棄物であれば市町村等で処理することとなっている。県としても、指定廃棄物の最終処分場が早期に設置されるよう引き続き国に対し要望していくとともに、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物について市町村等による処理が促進されるよう、技術的な助言や適切な情報の提供に努めていく。 また、汚染された土砂の処理については、今後、国から示される処理基準を踏まえ、市町村における処理について支援していく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】</p>
	<p>13【柴田町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定廃棄物処理に係る最終処分場の設置等について、早期の決定がなされるようスケジュール作成を進めていただくことを要望する</u>^①。 	<p>① 指定廃棄物の最終処分場については、国の責任のもと、現在、県内1か所の設置に向けて議論が進められているところであり、県としても、早期の設置に向けて引き続き国に対し要望していく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
	<p>14【丸森町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除染作業により発生する<u>除去土壤以外で焼却が可能な有機物等</u>については、焼却することにより減容化を図り、最終処分場に搬入する^①。 ・ 仮置きする期間は3年程度であるため、<u>早急に指定廃棄物用の最終処分場及び除去土壤を搬入する最終処分場の設置が急務である</u>^②。 ・ <u>指定廃棄物最終処分場の設置を促進する必要がある</u>^②。 ・ <u>除染廃棄物の最終処分の方針、具体策を決定する必要がある</u>^③。 ・ <u>浄水場内に保管している浄水用砂の早期場外搬出について、県の指導・支援を要望する</u>^④。 	<p>① 8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物については、現行の法制度上、市町村等が処理することとなっている。県としても、市町村等による処理が促進されるよう、技術的な助言や適切な情報の提供に努めていく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p> <p>② 指定廃棄物の最終処分場については、国の責任のもと、現在、県内1か所の設置に向けて議論が進められているところであり、県としても、早期の設置に向けて引き続き国に対し要望していく。 また、除去土壤については、国に対し、除去土壤の処分基準を定める環境省令を早急に提示するとともに、その最終処分先の確保については、国が主体的に責任をもって対応するよう要望している。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】 【除染対策支援事業(第4-2- No.1)】</p> <p>③ 8,000Bq/kg超の除染廃棄物については、指定廃棄物として国の責任のもとで処理される。また、8,000Bq/kg以下の除染廃棄物については、現行の法制度上、一般廃棄物であれば市町村等で、産業廃棄物であれば事業者が処理することとなっており、県としても、市町村等による処理が促進されるよう、技術的な助言や適切な情報の提供に努めていく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p> <p>④ 関係各課と協力して産業廃棄物処分施設での受け入れを要請した結果、宮城県環境公社での受入が可能となった。</p>
	<p>15【亘理町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自宅保管の廃棄物のスペースが限られ、また指定廃棄物も自宅保管している現状であり、仮置場の設置も困難な状況であるため、国・県での対応を要望する</u>^①。 	<p>① 8,000Bq/kg超の指定廃棄物については、国の責任のもと、現在、県内1か所の最終処分場の設置に向けて議論が進められている。また、8,000Bq/kg以下のものについては、現行の法制度上、一般廃棄物であれば市町村等で、産業廃棄物であれば事業者が処理することとなっている。県としても、指定廃棄物の最終処分場が早期に設置されるよう引き続き国に対し要望していくとともに、8,000Bq/kg以下の市町村等による処理が促進されるよう、技術的な助言や適切な情報の提供に努めていく。 【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
	<p>16【富谷町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富谷町においては、<u>汚染水問題</u>^①や<u>刈り草保存問題等</u>^②については大きく影響する事案ではないが、<u>時間の経過とともに、新たな事案が発生することが予想されることから、第2期実施計画中に目途を付けることを要望する</u>。 	<p>① 国に対しては、東京電力に対する指導の徹底、監督の強化に加え、実効性のある対策の早期実施を求めるよう要望し、東京電力に対しては、汚染水の海洋流出阻止を強く求めるとともに、「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」を取り交わしたところである。なお、今後とも国及び東京電力の対策の実施状況を注視し、必要な対策が講じられるよう申し入れていく。</p>

			<p>【放射線・放射能広報事業(第1- No.1)】</p> <p>② 稲わら等については、処分されるまでの間適正に保管できるよう支援・指導を引き続き実施していく。 【給与自肃牧草等処理円滑化事業(第5- No.2)】</p>
第6	損害への対応	<p>1 【宮城県漁業協同組合経営管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原発事故の影響の甚大さ特殊性に鑑み時効にこだわらない賠償が必要である^①。 組合が行う損害賠償事務手続に係る経費についても直接賠償されるべきである^②。 被害が長引く場合(収束の兆しが見えない状況)、震災前水揚げを基準とする今の賠償請求方法を見直し、水揚げ增加分も考慮した賠償とすべきである^③。 賠償請求事務の簡素化が必要である^④。 	<p>① 損害賠償請求権の消滅時効については、平成25年12月11日に公布・施行された原賠時効特例法により、3年から10年に延長されたところである。【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】</p> <p>② 国に対しては、放射性物質の汚染により本県県民・事業者が受けた全ての損害について、東京電力に対する、十分で確実、迅速な賠償の実行を強く指導するよう要望している。【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】</p> <p>③ 賠償請求の基準等については、実被害・風評被害の実態に応じた損害賠償請求ができるよう東京電力との協議等を支援しており、平成26年度以降も適切な損害賠償請求ができるよう支援していく。【水産物安全確保対策事業(第1-2-(1)- No.7)】</p> <p>④ 国に対しては、原発事故の影響により苦しむ生産者や事業者の立場に立って、これまでの東京電力の不誠実な対応を重く認識し、東京電力に対し、審査の簡素化・迅速化も含め、十分確実で迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めている。【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】</p>
		<p>2 【宮城県中小企業団体中央会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画は妥当であるが、事業者への情報提供と相談対応については継続、強化していただきたい。^① 	<p>① HPや広報誌による情報提供、弁護士等による損害賠償請求に関する研修会や個別相談会を開催するなど、今後も民間事業者等が行う損害賠償請求を支援していく。【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】</p>
		<p>3 【公益社団法人宮城県トラック協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県内トラック事業者は、国道6号線を使用する頻度が高くその損害賠償請求の簡素化を実施していたみたい(参考:福島県トラック協会HP参照のこと)^①。 	<p>① 国道6号線迂回に伴う損害賠償請求の簡素化については、東京電力に対して、定型化による請求方法について申し入れを行い、前向きに検討するとの回答を得ている。【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】</p>
		<p>4 【宮城県生活協同組合連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 早ければ2014年3月にも時効を迎える損害賠償請求権について、訴訟ができなくなることのないよう被害者への支援を強めていただきたい^①。被害者の損害を回復するケースは第2期の方が難しくなると考える。〈維持〉だとしても、支援の体制は強めるべきである^②。 	<p>① 損害賠償請求権の消滅時効については、平成25年12月11日に公布・施行された原賠時効特例法により、3年から10年に延長されたところであるが、引き続き、民間事業者等への支援に務める。【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】</p> <p>② HPや広報誌による情報提供、弁護士等による損害賠償請求に関する研修会や個別相談会を開催するなど、今後も民間事業者等が行う損害賠償請求に対し、きめ細かな支援に努める。【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】</p>
		<p>5 【塩竈市】</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング費用、放射性物質含有汚泥処分等の費用増加分について、引き続き賠償することとあわせ、それらの業務に係る人件費についても賠償するよう、強く働きかけを要望する^①。 	<p>① 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めているが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、政府要望等において、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する精度を創設するよう求めている。【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】</p>
		<p>6 【気仙沼市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体における賠償該当項目・基準は限定的であることから、人件費・関係諸経費の該当に向けて、要求活動などの取組の強化を期待する^①。 今後も賠償を必要とする被害対策経費は発生する可能性があることから、時効によって請求権を失わない、一斉請求活動等の啓発活動を期待する^②。 	<p>① 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めているが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、政府要望等において、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する精度を創設するよう求めている。【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6- No.2)】</p>

		<p>② 損害賠償請求権の消滅時効については、平成25年12月11日に公布・施行された原賠時効特例法により、3年から10年に延長されたところであるが、今後とも市町村等と連携した東京電力への請求を必要に応じて検討する。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>
7【白石市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償については、中間評価のとおり、対象期間、対象項目、賠償額等は被害者にとって納得のいくものとなっていないことから、<u>全額支払、速やかな賠償のため、国や東電に対する要望・要請を強く望む</u>①。 	<p>① 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めていたが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、政府要望等において、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する精度を創設するよう求めていた。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>
8【名取市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償について、<u>迅速に対応できる体制を国、東電に働きかけ請求できる内容(東電で様式等が決定したもの)</u>、<u>請求しておくべき内容(今後検討となるもの)</u>の請求方法等についてまとめ、速やかな情報提供を求める①。 	<p>① 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めていたが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、政府要望等において、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する精度を創設するよう求めていた。また、東京電力の賠償基準や県の検討結果等については、随時情報提供を行う。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>
9【岩沼市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>賠償基準の項目の見直しをする</u>①。 	<p>① 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めていたが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、政府要望等において、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する精度を創設するよう求めていた。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>
10【栗原市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力に任意様式により賠償請求を行うも、東京電力側から損害に対する賠償対象として「特別措置法・政府指示等に基づき、負担を余儀なくされた項目のみ支払い対象とする」とした項目が示され、測定、検査分だけが賠償対象と認められ、正しい理解と対応を促進する情報提供等の請求は対象外となっている。しかし、住民の放射能に対する不安を払しょくするためには、説明会の開催、広報紙への掲載、チラシの発行等は不可欠であると認識している。よって、<u>対象外とされている広報啓発等における経費も賠償対象とするよう、みやぎ県民会議及び宮城県において東京電力に対し賠償対象項目の拡大を継続して求める必要があると考える</u>①。 	<p>① 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めていたが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、支払いのないものについては、ADRの活用を検討して行くとともに、市町村へは、必要な情報を提供していく。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>
11【柴田町】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力からの一方的な賠償対象外との基準は事故責任逃れであり、自治体等からの正当な請求を不当に扱うものであるため、<u>国及び東京電力に対し、賠償及び事故対策への取組を強化するよう要望・要請願う</u>①。 	<p>① 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めていたが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、政府要望等において、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する精度を創設するよう求めていた。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>
12【丸森町】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>除染対策で補助事業の対象とならない事業費等は、個別に東京電力に損害賠償を請求することとしているが、全く進展していない現状であるため、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)への申し立てを進め解決を図る。その際は県内の対象市町分も併せてとりまとめをしていただきたい</u>①。 ・ <u>公共団体の対策経費賠償について、国、東電への要請を強化願う(東電基準に該当しない損害の賠償と国による肩代わり措置)</u>②。 ・ <u>公共団体の損害賠償請求手続関係への支援強化を要望する(和解・遅延損害金等の検討事項に対する助言・指導)</u>③。 	<p>① 県では、東京電力から損害賠償請求に対する回答が示された段階で、その内容を精査の上、ADR等の活用の検討を行うとともに、市町村等へは、その検討結果等については随時情報提供を行う。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p> <p>② 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めていたが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、政府要望等において、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する精度を創設するよう求めていた。</p>

		<p>③ 東京電力の賠償基準や県の検討結果等については、随時情報提供するとともに、今後とも市町村等と連携した東京電力への請求を必要に応じて検討する。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>	
	13【亘理町】 <ul style="list-style-type: none">東京電力への損害賠償対象期間や対象項目が限定されることから、<u>検査機器の維持管理経費、専任職員の人物費も対象とするよう要望願う^①</u>。	<p>① 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めていたが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、支払いのないものについては、ADRの活用を検討して行くとともに、市町村へは、必要な情報を提供していく。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>	
	14【山元町】 <ul style="list-style-type: none">現在までに賠償基準が示されていない項目について、<u>市町村単位での損害の算出等には多大な労力を要するため、県内の市町村に対する技術的支援の強化を要望する^①</u>。	<p>① 東京電力の賠償基準や県の検討結果等については、随時情報提供するとともに、今後とも市町村等と連携した東京電力への請求を必要に応じて検討する。</p> <p>なお、県では、政府要望等において、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する精度を創設するよう求めている。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>	
	15【富谷町】 <ul style="list-style-type: none">「特措法及び政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた費用と判断されない」という解釈のもと損害賠償対象外とされた案件についても、当該事故と因果関係がなければ発生しない経費であるため、県民会議主導で明確な対応を求めていくことを要望する^①。	<p>① 国に対しては、自治体が要した被害対策経費について、東京電力に対して速やかに損害賠償に応じるよう指導することを求めていたが、引き続き、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、今後とも強く働きかけていく。</p> <p>なお、県では、政府要望等において、国に対し、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し、東京電力に求償する精度を創設するよう求めている。</p> <p>【民間事業者等に対する損害賠償請求支援(第6-No.2)】</p>	
第7	正しい知識の普及・啓発	<p>1【宮城県漁業協同組合経営管理委員会】<ul style="list-style-type: none">基準値未満の漁獲物は安全であることを国が大々的に国民に周知すべきであり、風評被害の払拭にも効果的と考える^①。</p>	<p>① 県産農林水産物の風評被害防止に向けた取組については、生産者団体等が行うイベントや広報PR事業等への支援を行ってきたほか、県としても新聞紙面や主婦向けの雑誌への広告掲載や、主要交通施設や交通機関への広告掲出など、各種広報PRに努めてきたところである。消費者の信頼を得るために、あらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、平成26年度以降も引き続き県産品の広報PR及びその支援を行う。</p> <p>特に、水産物の風評被害の払拭については、放射性物質検査結果を県・国のHP等を通じ迅速に公表するとともに、風評被害で失ったシェアの回復・拡大に向けた販売力強化に係る取組支援を行っており、平成26年度以降も引き続き検査結果の公表と販売力の強化に取り組む。</p> <p>【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第7-No.5)】 【みやぎ県産品魅力発信事業(第7-No.8)】 【水産都市活力強化対策事業(第7-B-3-No.4)】</p>
		2【宮城県中小企業団体中央会】 <ul style="list-style-type: none">妥当である。	—
		3【宮城県生活協同組合連合会】 <ul style="list-style-type: none">〈拡充〉する観光キャラバンの実施も良いが、<u>何よりも県民への啓発・普及が重要である。セミナー、出前講座、リスクコミュニケーションについて〈拡充〉すべきである。県民一人一人が語れるようすべきである^①</u>。〈維持〉の「みやぎ県民会議」の運営を〈拡充〉とし、情報の共有を図ること。特に県の国への働きかけの共有化を要望する^②。	<p>① 引き続き、状況を注視しながら、正しい知識の普及啓発に取り組んでいく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第7-No.1)】</p> <p>② 更なる情報の共有については、今後検討していく。国への働きかけの共有については、随時HPに掲載しているが、今後は、県民会議においても情報提供していく。</p> <p>【みやぎ県民会議運営事業(第7-No.2)】</p>
		4【宮城県保育協議会】 <ul style="list-style-type: none">食べ物について、何Bq/kgまでなら安全なのか、子ども達の健康を守るための基準策定を要望する^①。	<p>① 国が定めた食品中の放射性物質の基準値は、年齢区分、性別ごとの年間の食品摂取量や体格、代謝が考慮された線量係数を用いて計算されており、その計算値をさらに安全側に切り上げた100Bq/kgを全年齢区分の一般食品の基準値として適用することで、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮したものとなつ</p>

		ている。
5 【気仙沼市】	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産物の安全・安心について、産地での取組、市場等における安全確保の取組を紹介する等、消費者等への啓発活動の充実を期待する^①。 	<p>① 県産農林水産物の放射性物質検査結果については、迅速かつ消費者にとって分かりやすい情報発信に努めているところであり、今後もあらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、関係機関と連携しながら、より効果的なPR活動を実施していく。</p> <p>【県産農林水産物放射性物質対策事業(第1-2-(1)- No.1)】 【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第7- No.7)】 【みやぎ県産品魅力発信事業(第7- No.8)】</p>
6 【白石市】	<ul style="list-style-type: none"> セミナー、相談会の開催については、リーフレットの回覧依頼がありましたが、開催日までの余裕があまりなかったと思われる。参加者を多く集めるため、周知の方法・時期についても検討の余地があると考える^①。 子ども達に対する放射線に関する指導については、母親等から子どもにも放射能について詳しい話をしたいという意見もあることから、学校の授業等での実施状況等を確認しながら対応を検討願いたい^②。 	<p>① セミナー・相談会の開催にあたり、各市町村等へは、広報誌への掲載やチラシの配布、窓口への設置について協力いただいたが、今後も、より効果的な周知方法や時期について検討していく。</p> <p>【みやぎ県民会議運営事業(第7- No.2)】</p> <p>② 放射線への対策については、平成23年度に、文部科学省が、児童生徒の発達段階に応じて放射線に対する正しい知識を身に付けさせるために、「放射線に関する副読本」を発行しており、平成24年度から全ての小・中・高等学校に副読本が配布されている。県教育委員会としても、この副読本を活用し指導することで正しい知識が得られるものと考えており、平成23年12月の通知によりこの副読本の活用の仕方を市町村及び各学校に示し、放射線に関して注意すべき点も含め、放射線についての理解のための学習を促進しているところである。なお、この副読本については文部科学省のHPで公開されており、御家庭でもダウンロードができるので、必要に応じて活用することができるものと考えている。また、学校における授業等での放射線に関する指導の実施状況の把握についても検討していく。</p> <p>【子どもたちに対する放射線に関する指導(第7- No.9)】</p>
7 【名取市】	<ul style="list-style-type: none"> 風評被害払拭のため、県内外、国内外に情報発信を希望する^①。 	<p>① 国内外で開催される観光展や物産展をはじめとするプロモーション活動において、正確で的確な観光情報の提供を行っていく。また、海外からのメディアや旅行会社の招請事業などを通じ、実際に現地を見ていただく取組も進めていく。</p> <p>また、県産農林水産物の風評被害防止に向けた取組については、生産者団体等が行うイベントや広報PR事業等への支援を行ってきたほか、県としても新聞紙面や主婦向けの雑誌への広告掲載や、主要交通施設や交通機関への広告掲出など、各種広報PRに努めてきたところである。消費者の信頼を得るために、あらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、平成26年度以降も引き続き県産品の広報PR及びその支援を行う。</p> <p>【観光復興緊急対策事業(第7- No.4)】 【みやぎ復興ツーリズム推進事業(第7- No.6)】 【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第7- No.7)】 【みやぎ県産品魅力発信事業(第7- No.8)】</p>
8 【栗原市】	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生後、2年半を経過していることから、汚染状況も変化しているため、現況に合わせた新たなパンフレット作成し、住民(県民)に対し周知するべきと考える^①。 	<p>① 普及啓発用のパンフレットについては、最新の情報を掲載するなど、現状にあわせて見直し、広報に活用していく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第7- No.1)】</p>
9 【柴田町】	<ul style="list-style-type: none"> 風評の影響がなかなか払拭できない状況なので、正しいデータの公表と食品に対する安全性のPR等の強化を行っていただきたい^①。 	<p>① 県産品への風評払拭を図るため、首都圏をはじめとする大消費地でのセミナーや販売イベントなどで、消費者との対話型の情報発信を行うとともに、新聞への特集記事掲載や、生活情報誌及び主要交通施設等への広告掲載など様々な媒体を使った発信型のPR活動も実施してきた。消費者の信頼を得るために、あらゆる機会を捉えて正確な情報を繰り返し発信していく必要があることから、今後も関係機関と連携しながら、より効果的なPR活動を実施していく。</p> <p>【県産農林水産物放射性物質対策事業(第1-2-(1)- No.1)】 【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第7- No.7)】 【みやぎ県産品魅力発信事業(第7- No.8)】</p>
10 【丸森町】	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場及び除染作業の住民説明会において、放射能の正しい知識等の説明も併せて行っている。今後は、 	<p>① 指定廃棄物の最終処分場については、国の責任のもと、現在、県内1か所の設置に向けて議論が進められている。県としても、最終処分場の必要性、その構造と安全性、管理体制等を住民の方に知っていただきたい。</p>

	<p><u>最終処分場の必要性並びに構造と安全性及び管理体制を広く普及していく必要がある^①。</u></p>	<p>くことは非常に重要と考えており、国、市町村等と連携、協力を図りながら、適切な情報の提供に努めていく。</p> <p>【放射性物質汚染廃棄物処理事業(第5- No.1)】</p>
	<p>11【亘理町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>風評払拭と信頼回復のためには、継続的に情報発信が必要であり、一過性のものではなく、持続性がありより効果的な事業への取組が必要である^①。</u> 	<p>① 引き続き、放射能情報サイトみやぎ等を活用した、迅速で分かりやすい広報に努めていく。 なお、当面は県産品・県内観光地等の風評被害払拭と信頼回復のための事業を行っていく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第7- No.1)】 【観光復興緊急対策事業(第7- No.4)】 【みやぎ復興ツーリズム推進事業(第7- No.6)】 【県産農林水産物等イメージアップ推進事業(第7- No.7)】 【みやぎ県産品魅力発信事業(第7- No.8)】</p>
	<p>12【富谷町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各世代、居住地域に応じた放射線問題についてきめ細かい対応を要望する^①。</u> 	<p>① 引き続き、様々な広報媒体を活用し、放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発に努めていく。</p> <p>【放射線・放射能広報事業(第7- No.1)】</p>